

許可番号 02600033409

産業廃棄物収集運搬業許可証

複製厳禁

住 所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八幡174番地1

氏 名 株式会社赤碕トランスネット
代表取締役 岡崎 博紀

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西 脇 隆 俊



許可の年月日 令和 7 年 5 月 9 日

許可の有効年月日 令和 11 年 12 月 23 日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①燃え殻

②汚泥

③廃油

④廃プラスチック類

(自動車等破砕物を除く。)

⑤紙くず

⑥木くず

⑦繊維くず

⑧動植物性残さ

⑨金属くず

⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず

(自動車等破砕物を除く。)

⑪がれき類

⑫ばいじん

以上12種類（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年12月24日：当初許可

平成22年1月8日：更新許可

平成23年3月16日：変更許可（④⑨⑩の限定の解除）

平成26年12月24日：更新許可

平成31年2月14日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：⑧）

令和元年12月24日：更新許可

令和4年10月11日：変更許可（取り扱う産業廃棄物の種類の追加：①⑫）

令和7年1月28日：更新許可

令和7年5月9日：変更許可（事業の範囲の変更：水銀含有ばいじん等の追加）

5. 積替え許可の有無

有・☒ 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

☒ 有・無